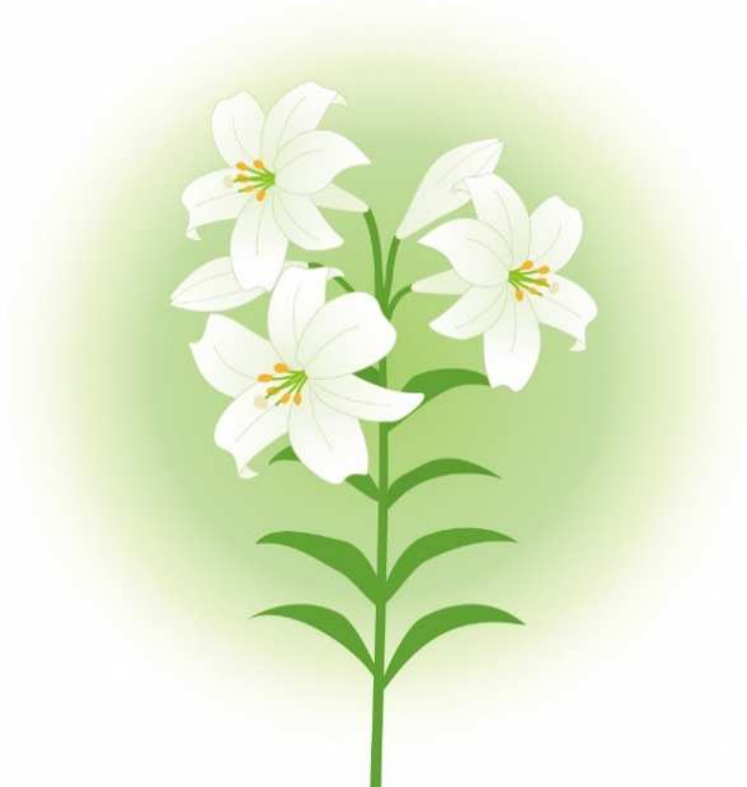


おくやみパンフレット



このたびのご不幸を心からお悔やみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた後のお手続きは、お亡くなりになった方によって異なります。新潟市では、窓口で行っていただく主な手続きについてパンフレットにまとめました。

このパンフレットが、ご遺族の皆さまに少しでもお役に立てば幸いです。

令和7年4月
新潟市市民生活部市民生活課

チェックシート

故人またはご家族の状況等について、該当する項目・頁をご確認ください。

チェック ☑	故人またはご家族の状況、手続きなど	該当 項目	頁
<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなった場合	1	3
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をされていた方	2	3
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カードをお持ちの方	3,4	3
<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されていた方	5,6	4
<input type="checkbox"/>	国民年金を受給されていた方・加入されていた方	7	5
<input type="checkbox"/>	介護保険に加入されていた方	8	5
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給されていた方	9,10	6
<input type="checkbox"/>	こども医療費の助成を受けていた方	11,12	7
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭の方・ひとり親家庭となられた方	13~15	8
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていた	16,17	9
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	18	10
<input type="checkbox"/>	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	19	10
<input type="checkbox"/>	水俣病被害者手帳・医療手帳,水俣病認定申請者医療手帳をお持ちの方	20	11
<input type="checkbox"/>	市税の納付について	21	12
<input type="checkbox"/>	個人市民税・県民税を納めていた方	21~23	12,13
<input type="checkbox"/>	軽自動車税（種別割）の納税義務者	21,24	12,14
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（原付）・軽自動車等の名義変更・廃車	25~28	15,16
<input type="checkbox"/>	固定資産税（土地・家屋）の納税義務者	21,29	12,16
<input type="checkbox"/>	土地・家屋の名義変更	30,31	17
<input type="checkbox"/>	事業用償却資産をお持ちの方	32	17
<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居されていた方	33	18
<input type="checkbox"/>	上・下水道に関する手続き	34~37	18,19
<input type="checkbox"/>	農地を相続などで取得した場合	38	19
<input type="checkbox"/>	本人確認書類・委任状		20,21
<input type="checkbox"/>	法定相続情報証明制度（法務局）		22
<input type="checkbox"/>	その他の手続き		23

死亡届に伴う区役所等の窓口での主な手続き

身近な方がお亡くなりになったときの、区役所等での主な手続きのご案内です。

来庁される方は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）をお持ちください。（20ページ参照）

掲載した手続き以外にも死亡届に伴い手続きが発生する場合があります。

※亡くなられた方の住所地により担当窓口・電話番号等が異なりますので、ご注意ください。

※他市町村の場合は、直接該当の市町村へお問い合わせください。

区役所等での手続きに必要な主な持ち物

・故人の状況、手続きの内容により、必要なものが異なります。各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

■ 窓口に来られる方のもの

- 窓口に来られる方の印鑑（朱肉を使うもの）
- 窓口に来られる方の本人確認書類（20ページ参照）
- 委任状（21ページ参照）

※委任状についての注意事項を必ずご確認ください。

※委任状が必要となる例

- ・戸籍謄本を故人の直系親族以外の方が請求するとき。
（委任者:直系親族の方）
- ・世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方がするとき。
（委任者:同一世帯員の方）

- その他必要なものは、各項目の「必要なもの」でご確認ください。

■ 故人のもの（あるものをお持ちください）

- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の資格確認書
- 国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の資格情報のお知らせ
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- その他役所から交付された受給者証など

1 世帯主が亡くなられた場合（世帯主変更）

- ・世帯主が亡くなられたことで、世帯員が一人になった場合は、その方が新しい世帯主になりますので、手続きは必要ありません。
- ・世帯主が亡くなられた後の世帯員が二人以上いらっしゃる場合は、「世帯主変更」の手続きが必要です。後日、死亡届を提出された区役所から、「世帯主変更に関するお知らせ」をお送りしますので、そこに記載されている『手続き方法』にしたがって手続きを行ってください。

必要なもの

- ・届出される方の本人確認書類

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区区民生活課	区民窓口係	025-387-1255	秋葉区区民生活課	区民窓口係	0250-25-5674
東区区民生活課	区民窓口係	025-250-2235	南区区民生活課	区民窓口担当	025-372-6105
中央区窓口サービス課	届出・申請チーム	025-223-7126	西区区民生活課	区民窓口係	025-264-7211
江南区区民生活課	区民窓口係	025-382-4203	西蒲区区民生活課	区民窓口係	0256-72-8317

2 印鑑登録をされていた方

- ・死亡届により廃止されます。手続きは不要です。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区区民生活課	区民窓口係	025-387-1255	秋葉区区民生活課	区民窓口係	0250-25-5674
東区区民生活課	区民窓口係	025-250-2235	南区区民生活課	区民窓口担当	025-372-6105
中央区窓口サービス課	証明チーム	025-223-7106	西区区民生活課	区民窓口係	025-264-7211
江南区区民生活課	区民窓口係	025-382-4203	西蒲区区民生活課	区民窓口係	0256-72-8317

3 マイナンバーカードをお持ちの方

4 マイナンバー通知カードをお持ちの方

- ・手続きは不要です。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区区民生活課	区民窓口係	025-387-1255	秋葉区区民生活課	区民窓口係	0250-25-5674
東区区民生活課	区民窓口係	025-250-2235	南区区民生活課	区民窓口担当	025-372-6105
中央区窓口サービス課	証明チーム	025-223-7119	西区区民生活課	区民窓口係	025-264-7211
江南区区民生活課	区民窓口係	025-382-4203	西蒲区区民生活課	区民窓口係	0256-72-8326

5 国民健康保険に加入されていた方

- ・亡くなられた方の保険証等（※注釈1）を担当窓口までお返しく下さい。
- ・申請により、葬祭費として5万円が葬儀執行者（喪主）に支給されます。

（※注釈1）保険証等とは、国民健康保険被保険者証（もしくは後期高齢者医療被保険者証）、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれかお持ちのものを指します。以下、保険証等と記載しています。

必要なもの

- (1) 申請者が葬儀執行者（喪主）であることを確認できる書類（領収書・案内文書など）
- (2) 振込先口座のわかるもの
- (3) 窓口に来られる方の本人確認書類

※申請者(喪主)以外の口座を希望する場合は申請者(喪主)の印鑑が必要です。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区区民生活課	給付係	025-387-1275	秋葉区区民生活課	給付係	0250-25-5676
東区区民生活課	給付係	025-250-2265	南区区民生活課	給付担当	025-372-6135
中央区窓口サービス課	給付係	025-223-7149	西区区民生活課	給付係	025-264-7243
江南区区民生活課	給付係	025-382-4235	西蒲区区民生活課	給付係	0256-72-8336

6 後期高齢者医療制度に加入されていた方

- ・亡くなられた方の保険証等（※注釈1）を担当窓口までお返しく下さい。
- ・亡くなられた方の住所宛てに後期高齢者医療制度関係の書類を引き続き送付する場合があります。別の住所の相続人宛てに送付先を変更したい場合は、窓口にご相談ください。
- ・申請により、葬祭費として5万円が葬儀執行者（喪主）に支給されます。

葬祭費の申請に必要なもの

- (1) 申請者が葬儀執行者（喪主）であることを確認できる書類（領収書・案内文書など）
- (2) 振込先口座のわかるもの
- (3) 窓口に来られる方の本人確認書類

※申請者（喪主）以外の方が窓口に来られる場合は申請者（喪主）の印鑑が必要です。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区区民生活課	給付係	025-387-1275	秋葉区区民生活課	給付係	0250-25-5676
東区区民生活課	給付係	025-250-2265	南区区民生活課	給付担当	025-372-6135
中央区窓口サービス課	給付係	025-223-7149	西区区民生活課	給付係	025-264-7243
江南区区民生活課	給付係	025-382-4235	西蒲区区民生活課	給付係	0256-72-8336

7 国民年金を受給されていた方・加入されていた方

- ・未支給分の年金の請求、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金などの手続きが必要な場合があります。
- ・詳細は、亡くなられた方の基礎年金番号または、マイナンバーをご用意のうえ「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。なお、共済組合加入者は各共済組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本年金機構ねんきんダイヤル
電話：0570-05-1165
(050で始まる電話でおかけになる場合は、
電話：03-6700-1165)

8 介護保険に加入されていた方

- ・亡くなられた方の介護保険被保険者証を下記の担当窓口、または担当ケアマネージャーにお返しく下さい。
- ・なお、介護保険被保険者証は、相続や税の申告等の手続きに使用できる場合がありますので、お手元にコピーを保管ください。

必要なもの

- ・介護保険被保険者証(緑色)

お持ちの方のみ

- ・介護保険負担割合証（紫色）
- ・介護保険負担限度額認定証（ピンク色）
- ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（黄色）

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	高齢介護係	025-387-1325	秋葉区健康福祉課	高齢介護担当	0250-25-5679
東区健康福祉課	高齢介護担当	025-250-2320	南区健康福祉課	高齢介護担当	025-372-6320
中央区健康福祉課	高齢介護担当	025-223-7216	西区健康福祉課	高齢介護担当	025-264-7330
江南区健康福祉課	高齢介護担当	025-382-4383	西蒲区健康福祉課	高齢介護担当	0256-72-8362

9 「児童手当を受給されていた方」で受給者（親等）が亡くなられた場合

- ・亡くなられた日の翌日から15日以内に受給者変更の手続きが必要です。また、未支払の手当をお子さんの口座に振り込むための手続きが必要です。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・受給者変更
 - (1) 申請者の口座情報がわかるもの
 - (2) 3歳未満の児童を養育している場合は、健康保険証（共済組合員証）または資格確認書のコピー
- ・未支払分の手当の手続き
 - (1) お子さん名義の口座情報がわかるもの

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	児童福祉担当	025-387-1335	秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	0250-25-5683
東区健康福祉課	児童福祉担当	025-250-2330	南区健康福祉課	児童福祉担当	025-372-6351
中央区健康福祉課	児童福祉係	025-223-7230	西区健康福祉課	児童福祉担当	025-264-7340
江南区健康福祉課	児童福祉担当	025-382-4353	西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	0256-72-8389

10 「児童手当を受給されていた方」でお子さんが亡くなられた場合

- ・死亡届により廃止されます。手続きは不要です。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	児童福祉担当	025-387-1335	秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	0250-25-5683
東区健康福祉課	児童福祉担当	025-250-2330	南区健康福祉課	児童福祉担当	025-372-6351
中央区健康福祉課	児童福祉係	025-223-7230	西区健康福祉課	児童福祉担当	025-264-7340
江南区健康福祉課	児童福祉担当	025-382-4353	西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	0256-72-8389

11 「こども医療費の助成を受けていた方」 で受給者（親等）が亡くなられた場合

- ・受給者変更の手続きが必要です。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	児童福祉担当	025-387-1335	秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	0250-25-5683
東区健康福祉課	児童福祉担当	025-250-2330	南区健康福祉課	児童福祉担当	025-372-6351
中央区健康福祉課	児童福祉係	025-223-7230	西区健康福祉課	児童福祉担当	025-264-7340
江南区健康福祉課	児童福祉担当	025-382-4353	西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	0256-72-8389

12 「こども医療費の助成を受けていた方」 でお子さんが亡くなられた場合

- ・こども医療費受給者証を担当窓口までお返しくください。

必要なもの

- ・お子さんのこども医療費受給者証

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	児童福祉担当	025-387-1335	秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	0250-25-5683
東区健康福祉課	児童福祉担当	025-250-2330	南区健康福祉課	児童福祉担当	025-372-6351
中央区健康福祉課	児童福祉係	025-223-7230	西区健康福祉課	児童福祉担当	025-264-7340
江南区健康福祉課	児童福祉担当	025-382-4353	西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	0256-72-8389

13 「ひとり親家庭の方」で受給者（親等）が亡くなられた場合

14 「ひとり親家庭の方」でお子さんが亡くなられた場合

- ・ 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等、各種制度をご利用の場合は資格喪失等の手続きが必要です。
- ・ 利用されていた各種制度により手続きが変わりますので、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	児童福祉担当	025-387-1335	秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	0250-25-5683
東区健康福祉課	児童福祉担当	025-250-2330	南区健康福祉課	児童福祉担当	025-372-6351
中央区健康福祉課	児童福祉係	025-223-7230	西区健康福祉課	児童福祉担当	025-264-7340
江南区健康福祉課	児童福祉担当	025-382-4353	西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	0256-72-8389

15 ひとり親家庭となられた方

- ・ 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成等、各種制度の新規申請手続きが必要です。
- ・ ご家庭状況により利用できる制度が違いますので、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	児童福祉担当	025-387-1335	秋葉区健康福祉課	児童福祉担当	0250-25-5683
東区健康福祉課	児童福祉担当	025-250-2330	南区健康福祉課	児童福祉担当	025-372-6351
中央区健康福祉課	児童福祉係	025-223-7230	西区健康福祉課	児童福祉担当	025-264-7340
江南区健康福祉課	児童福祉担当	025-382-4353	西蒲区健康福祉課	児童福祉担当	0256-72-8389

16 「小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていた方」で申請者（親等）が亡くなられた場合

- ・申請者の変更手続きが必要です。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・お子さんの小児慢性特定疾病医療受給者証

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	健康増進係	025-387-1340	秋葉区健康福祉課	健康増進係	0250-25-5685
東区健康福祉課	健康増進係	025-250-2340	南区健康福祉課	健康増進係	025-372-6375
中央区健康福祉課	健康増進係	025-223-7237	西区健康福祉課	健康増進係	025-264-7423
江南区健康福祉課	健康増進係	025-382-4340	西蒲区健康福祉課	健康増進係	0256-72-8372

17 「小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていた方」でお子さんが亡くなられた場合

- ・喪失の手続きが必要です。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・お子さんの小児慢性特定疾病医療受給者証

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	健康増進係	025-387-1340	秋葉区健康福祉課	健康増進係	0250-25-5685
東区健康福祉課	健康増進係	025-250-2340	南区健康福祉課	健康増進係	025-372-6375
中央区健康福祉課	健康増進係	025-223-7237	西区健康福祉課	健康増進係	025-264-7423
江南区健康福祉課	健康増進係	025-382-4340	西蒲区健康福祉課	健康増進係	0256-72-8372

18 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

- ・各種手帳の返還手続きが必要です。
- ・各種手当を受給されていた方は、資格喪失の手続きが必要です。また、同居遺族による未払分の請求手続きが必要な場合があります。
- ・心身障がい者自動車燃料費助成制度を利用されていた方は、未請求分がありましたら清算の手続きをしてください。
- ・重度障がい者医療費助成受給者証、自立支援医療受給者証、福祉タクシー利用助成券、紙おむつ引換券などは担当窓口までお返しく下さい。
- ・その他、利用されていた各種制度に関して喪失の手続きが必要な場合があります。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	障がい福祉係	025-387-1305	秋葉区健康福祉課	障がい福祉係	0250-25-5682
東区健康福祉課	障がい福祉係	025-250-2310	南区健康福祉課	障がい福祉係	025-372-6304
中央区健康福祉課	障がい福祉係	025-223-7207	西区健康福祉課	障がい福祉担当	025-264-7310
江南区健康福祉課	障がい福祉係	025-382-4396	西蒲区健康福祉課	障がい福祉係	0256-72-8358

19 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方

- ・亡くなられた方の受給者証を担当窓口までお返しく下さい。

必要なもの

- ・受給者証

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	健康増進係	025-387-1340	秋葉区健康福祉課	健康増進係	0250-25-5686
東区健康福祉課	健康増進係	025-250-2350	南区健康福祉課	健康増進係	025-372-6375
中央区健康福祉課	健康増進係	025-223-7246	西区健康福祉課	健康増進係	025-264-7433
江南区健康福祉課	健康増進係	025-382-4316	西蒲区健康福祉課	健康増進係	0256-72-8380

20 水俣病被害者手帳・医療手帳、水俣病認定申請者医療手帳をお持ちの方

- ・亡くなられた方の手帳を担当窓口にお持ちください。
- ・資格喪失等の手続きが必要な場合があります。
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

必要なもの

- ・各種手帳

担当窓口		電話	担当窓口		電話
北区健康福祉課	健康増進係	025-387-1340	秋葉区健康福祉課	健康増進係	0250-25-5686
東区健康福祉課	健康増進係	025-250-2350	南区健康福祉課	健康増進係	025-372-6375
中央区健康福祉課	健康増進係	025-223-7246	西区健康福祉課	健康増進係	025-264-7433
江南区健康福祉課	健康増進係	025-382-4316	西蒲区健康福祉課	健康増進係	0256-72-8380

21 市税の納付について「市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）」

・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。お手元の納付書にて納付してください。（市民税・県民税とともに納付いただく国の森林環境税の納税義務も承継されます。）

・納付方法が口座振替の場合は、納税課までご連絡ください。口座振替を廃止し、相続人宛てに納期未到来分の納付書を郵送いたします。

また、市民税・県民税と固定資産税・都市計画税に限り、納期未到来分について、相続人の口座で口座振替のお申込みができます（申込期限あり）。ご希望の場合は納税課までご相談ください。

必要なもの

・亡くなられた方の納税通知書

担当窓口

納税課 収納係（古町ルフル3階）

電話：025-226-2294

22 市民税・県民税を普通徴収（納付書払い）または特別徴収（年金天引き）で納めていた方が亡くなられた場合

・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。お手元の納付書にて納付してください。納付書が届いているか不明な場合は、市民税課までお問い合わせください。

＜市民税・県民税の課税について＞

・毎年1月1日現在、新潟市に居住している方に対して、前年中の所得に基づき課税されます。

・1月1日以前に亡くなられた場合、翌年度分は課税されません。

・1月2日以降に亡くなられた場合、翌年度分までは課税され、納税義務は相続人に承継されます。

地区	担当窓口	電話	地区	担当窓口	電話
中央区・南区	市民税課 市民税第1係	025-226-2245	西区・西蒲区	市民税課 市民税第3係	025-226-2370
東区・江南区	市民税課 市民税第2係	025-226-2365	北区・秋葉区	市民税課 市民税第4係	025-226-2375

23 市民税・県民税を特別徴収（給与天引き） で納めていた方が亡くなられた場合

・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。必要に応じて市民税課より後日送付する納付書にて納付してください。
納付書が届いているか不明な場合は、市民税課までお問い合わせください。

＜市民税・県民税の課税について＞

- ・毎年1月1日現在、新潟市に居住している方に対して、前年中の所得に基づき課税されます。
- ・1月1日以前に亡くなられた場合、翌年度分は課税されません。
- ・1月2日以降に亡くなられた場合、翌年度分も課税され、納税義務は相続人に承継されます。

担当窓口

市民税課 特別徴収係（古町ルフル3階）
電話：025-226-2253

24 軽自動車税（種別割）の納税義務者が亡くなられた場合

- ・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。
- ・市民税課が送付する「相続人代表者指定届」をご提出ください。
(亡くなられた方が登録されていた車両の軽自動車税（種別割）に関する書類を受領していただける方の確認を行っています。)
- ・「相続人代表者指定届」の受け取り前でも手続きできます。亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本等をお持ちのうえ、市民税課または各区役所(中央区除く)にお越しください。

<軽自動車税（種別割）の課税について>

- ・毎年4月1日現在、新潟市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方が納税義務者になります。

必要なもの

- ・相続人代表者指定届

担当窓口		電話	担当窓口		電話
市民税課 (古町ルフル3階)	法人・諸税係	025-226-2251	秋葉区区民生活課	税保険料係	0250-25-5300
北区区民生活課	税保険料係	025-387-1285	南区区民生活課	税保険料担当	025-372-6137
東区区民生活課	税担当	025-250-2295	西区区民生活課	税担当	025-264-7512
江南区区民生活課	税保険料係	025-382-4241	西蒲区区民生活課	税保険料係	0256-72-8340

25 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車の名義変更・廃車

上記の手続き項目「軽自動車税（種別割）の納税義務者が亡くなられた場合」において、相続人代表となった方が、届け出てください。

必要なもの

- ・本人確認書類
- ・標識交付証明書
- ・ナンバープレート（廃車の場合）

担当窓口		電話	担当窓口		電話
市民税課 (古町ルフル3階)	法人・諸税係	025-226-2251	秋葉区区民生活課	税保険料係	0250-25-5300
北区区民生活課	税保険料係	025-387-1285	南区区民生活課	税保険料担当	025-372-6137
東区区民生活課	税担当	025-250-2295	西区区民生活課	税担当	025-264-7512
江南区区民生活課	税保険料係	025-382-4241	西蒲区区民生活課	税保険料係	0256-72-8340

26 二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）の名義変更・廃車

27 二輪の小型自動車（250cc超）の名義変更・廃車

手続きについては、北陸信越運輸局新潟運輸支局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

北陸信越運輸局 新潟運輸支局
電話：050-5540-2040
所在地：新潟市中央区東出来島14番26号

28 四輪・三輪の軽自動車の名義変更・廃車

手続きについては、軽自動車検査協会新潟主管事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

軽自動車検査協会 新潟主管事務所

電話：050-3816-1850

所在地：新潟市江南区亀田早通字川根2940

29 固定資産税（土地・家屋）の納税義務者が亡くなられた場合

- ・亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。
- ・相続登記等の手続きの完了・未完了にかかわらず、相続の権利と義務は発生しています。
- ・固定資産の現所有者の申告が必要です。相続人の代表者となる方は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、「固定資産現所有者申告書」を提出してください。

<固定資産税の課税について>

- ・毎年1月1日現在、新潟市内に固定資産（土地・家屋）を所有している方が納税義務者になります。
- 納税義務者が亡くなられても、固定資産が存在する限り課税されます。現に所有しているものとして、相続人の方が納税義務を担うことになります。

必要なもの

- ・固定資産現所有者申告書（ほか詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。）

担当窓口

資産税課 管理担当（古町ルフル3階）

電話：025-226-2266

30 登記済の土地・家屋の名義変更

- ・所有権移転登記（相続登記）の手続きが必要です。
- ・詳しくは対象地域の法務局にお問い合わせください。

地区	お問い合わせ先	電話
東区・中央区・江南区・西区・西蒲区・北区のうち新発田支局の管轄（旧豊栄市）を除く地域	新潟地方法務局 所在地：新潟市中央区西大畑町5191番地	025-222-1561 （自動音声案内）
秋葉区・南区	新潟地方法務局 新津支局 所在地：新潟市秋葉区新津4463番地1	0250-22-0501 （自動音声案内）

31 未登記の家屋の名義変更

- ・「未登記家屋所有者変更届」をご提出ください。
- ※令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。

必要なもの

- ・未登記家屋所有者変更届（ほか）
- ・詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

地区	担当窓口	電話
北区・江南区・秋葉区	資産税第1分室 家屋係	025-382-4048
東区・中央区・西区	資産税課 家屋第1・2係	025-226-2273 025-226-2280
南区・西蒲区	資産税第2分室 家屋係	0256-72-8231

32 事業用償却資産をお持ちの方が亡くなられた場合

- ・亡くなられた方のお名前で12月に「償却資産申告書」をお送りします。
- ・事業及び資産を引き継がれる方がいる場合、事業を廃止された場合（事業継承者なし）、いずれの場合も申告書を提出してください。

担当窓口

資産税課 償却資産係（古町ルフル3階）
電話：025-226-2277

33 市営住宅に入居されていた方が亡くなられた場合

- ・「市営住宅入居家族異動届」等の提出が必要です。
- ・詳しくは、担当のサービスセンターにお問い合わせください。

地区	担当窓口	電話
北区・東区	市営住宅万代サービスセンター	025-374-5410
上記以外	市営住宅白山サービスセンター	025-234-5252

34 下水道事業受益者負担金・分担金を納めていた方

- ・受益者（納付者）の変更手続きが必要です。お持ちの土地を担当する下水道事務所にお問い合わせください。

地区	担当窓口	電話
北区・東区・中央区・江南区	東部地域下水道事務所	025-281-9560
秋葉区・南区・西区・西蒲区	西部地域下水道事務所	025-370-6371

35 水道の使用名義の方が亡くなられたが引き続き水道を使用する場合

- ・使用者名義の変更手続きが必要です。
- ・「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

担当窓口

新潟市水道局お客さまコールセンター

電話：0120-411-002

A M 8：00～P M 9：00 年中無休

36 水道の使用名義の方が亡くなられて今後水道を使用しない場合

- ・水道の使用中止の手続きが必要です。
- ・「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

担当窓口

新潟市水道局お客さまコールセンター

電話：0120-411-002

AM8:00～PM9:00 年中無休

37 水道料金を口座振替されていた方が亡くなられた場合

- ・今後の支払い方法の確認が必要です。
- ・「新潟市水道局お客さまコールセンター」にご連絡ください。

担当窓口

新潟市水道局お客さまコールセンター

電話：0120-411-002

AM8:00～PM9:00 年中無休

38 農地を相続などで取得した場合

- ・相続等によって農地の権利を取得した方は、権利を取得したことを知った日から10か月以内に農業委員会へ届出書の提出が必要です。所管の農業委員会にお問い合わせください。

必要なもの

- ・農地法第3条の3の規定による届出書

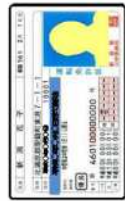
地区	担当窓口	電話	地区	担当窓口	電話
北区	農業委員会事務局 北区事務所	025-387-1575	南区	農業委員会事務局 南区事務所	025-372-6791
東区・中央区・江南区	農業委員会事務局 中央事務所	025-382-4974	西区	農業委員会事務局 西区事務所	025-264-7811
秋葉区	農業委員会事務局 秋葉区事務所	0250-25-5525	西蒲区	農業委員会事務局 西蒲区事務所	0256-72-8631

本人確認書類について

住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明書発行、引越しのお手続き

1点 でご本人確認ができるもの

国または地方公共団体が発行した **顔写真つき** のもの



運転免許証



個人番号カード



または
住民基本台帳カード



バスパスポート
など

2点 でご本人確認ができるもの

① を2点、もしくは ① と ② を1点ずつ

①

国または地方公共団体が発行した
顔写真なしのもの

健康保険証、年金手帳
など

②

お名前が印字されているもの

社員証、学生証、通帳、
診察券、キャッシュカード
など

ご本人確認できないもの

- 失効しているもの
- 個人番号の通知カード
- 原本ではないもの
- 手書きの診察券
- 住民票や戸籍謄抄本
- 写真の写し
- コピー
- その他

上記書類のコピーをとらせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

根拠法令 住民票法 12条の3項、戸籍法 10条の3項、住民基本台帳法 27条、新潟市戸籍・住民票証明書の交付の請求又は申出の取扱及び請求等につき明らかならざればならない事項を定める要領第3条(1)

委任状について

注意事項

この書類は、住民票・戸籍関連手続のうち「住民基本台帳法」「戸籍法」及び関係法令で定められている申請(届出)権者ではない者が、申請権者からの委任を受けて申請(届出)行為を行う際に、その委任を受けている「代理人」であることを証するものとして添付する書類です。

この書類は「申請権者(委任者)が記入してください。委任を受けた者(代理人)が記入するものではありません。

申請権者の意思に反し、委任状を偽造するなどして虚偽の申請(届出)をした場合、法令に基づき処罰されます。

代理人による申請(届出)の場合、法令等の定めるところにより、一部制限がある場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

【制限の例】

「マイナンバー入りの住民票写し」を請求した場合、申請権者の住所宛てに郵送で交付します。(代理人には窓口で直接交付できません)

窓口では委任状のほか「代理人」の本人確認書類のご提示(郵便による手続の場合は、同写しの添付)が必要です。

なお、証明書郵便請求の際、「パスポート(写し)」のみでは代理人住所(送付先)の確認書類とはならないため、左記に例示する書類(氏名と住所が記載されたものに限る)もあわせて添付してください。

記載例

裏面の注意事項もあわせてご確認ください。

委任状

委任状を書いた日

(代理人)

令和 年 月 日

住所 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

氏名 新潟 大朗
代理人(窓口に行く人)の住所・氏名・生年月日を、委任者(頼んだ人)が書いてください。

生年月日 明・大・昭平 令和 年 1 月 1 日

私は上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

(必要な番号を○で囲み、該当する欄を選択してください。)

① 次の者の住民票(除票)を請求及び受領すること

私 私の同一世帯員

② 次の者の戸籍(除籍・原戸籍)を請求及び受領すること

私 私の配偶者・子・孫・父母・祖父母・同籍者

【ご注意】

戸籍・戸籍の附票を請求する場合、交付請求書に、本籍・筆頭者を正確に記入できなければ交付できません。
「委任者」は「代理人」に確実に伝えください。

⑤ 住民異動(引越し)の届出に関する事

6 () を請求及び受領すること

(委任者)

委任者欄は、委任者(頼んだ人)本人が記入してください。
委任者の印鑑(認印可)も、委任者本人が押してください。
ただし、委任者が氏名を手書きした場合、印鑑は不要です。

住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

氏名 柳都 一郎

柳都

生年月日 明・大・昭平 令和 年 2 月 2 日

電話 025-223-1000

※この委任状は、委任者本人が自署するか、自署できない場合は記名・押印(法人の場合は代表者印)してください。

委任状

(代理人)

令和 年 月 日

住所

氏名

生年月日 明・大・昭平 令和 年 月 日

私は上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

(必要な番号を○で囲み、該当する欄を選択してください。)

1 次の者の住民票(除票)を請求及び受領すること

私 私の同一世帯員

2 次の者の戸籍(除籍・原戸籍)を請求及び受領すること

私 私の配偶者・子・孫・父母・祖父母・同籍者

3 次の者の戸籍の附票を請求及び受領すること

私 私の配偶者・子・孫・父母・祖父母・同籍者

4 住民票記載事項証明を請求及び受領すること

5 住民異動(引越し)の届出に関する事

6 () を請求及び受領すること

(委任者)

住所

氏名

印

生年月日 明・大・昭平 令和 年 月 日

電話

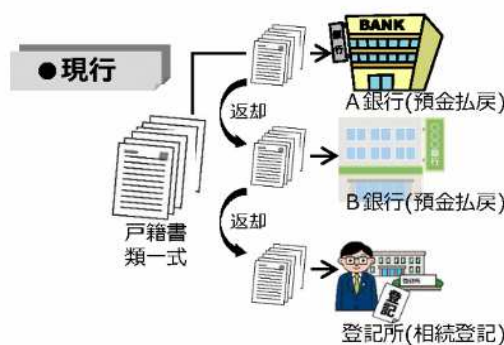
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



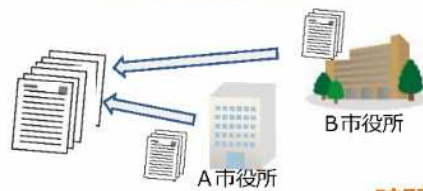
ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

その他の手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
<input type="checkbox"/> 預貯金	預け入れ金融機関	-
<input type="checkbox"/> 株式	証券会社等	-
<input type="checkbox"/> 国債	償還金支払場所または証券 保管証書に記載の郵便局	-
<input type="checkbox"/> 保険金の請求	各加入保険会社	-
<input type="checkbox"/> 固定電話	各契約会社	-
	NTT東日本	116 (局番なし)
<input type="checkbox"/> 携帯電話	各契約会社	-
<input type="checkbox"/> インターネット	各契約会社	-
<input type="checkbox"/> 電気	各契約会社	-
	東北電力お客様センター	0570-550-220
<input type="checkbox"/> ガス	各契約会社	-
	北陸ガス新潟支社	025-228-2131
<input type="checkbox"/> NHK受信料	フリーダイヤル	0120-151-515
	有料ダイヤル(フリーダイ ヤルが繋がらない場合)	050-3786-5003
<input type="checkbox"/> ケーブルテレビ	各契約会社	-
<input type="checkbox"/> クレジットカード	各契約会社	-
<input type="checkbox"/> お墓などの手続	ご利用のお墓等の管理事務 所(市営霊園、寺院、宗教 法人等)	-
相続に関する法律相談	新潟県弁護士会 (有料面談相談※予約制)	(予約受付) 025-222-5533
不動産の相続に関する 登記相談	新潟県司法書士会 司法書士会総合相談センター	025-240-7867
相続同意書・遺産分割 協議書の作成手伝い等	新潟県行政書士会	025-255-5225

※本パンフレットに記載しているお問い合わせ先および電話番号は令和7年2月現在のものです

各区役所の問い合わせ先

区役所名	代表電話番号	担当課	問い合わせ窓口
北区役所	025-387-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税保険料係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護係、児童福祉担当、健康増進係
東区役所	025-272-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税担当
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉担当、健康増進係
中央区役所	025-223-1000	窓口サービス課	証明チーム、届出・申請チーム、給付係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉係、健康増進係
江南区役所	025-383-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税保険料係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉担当、健康増進係
秋葉区役所	0250-23-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税保険料係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉担当、健康増進係
南区役所	025-373-1000	区民生活課	区民窓口担当、給付担当、税保険料担当
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉担当、健康増進係
西区役所	025-268-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税担当
		健康福祉課	障がい福祉担当、高齢介護担当、児童福祉担当、健康増進係
西蒲区役所	0256-73-1000	区民生活課	区民窓口係、給付係、税保険料係
		健康福祉課	障がい福祉係、高齢介護担当、児童福祉担当、健康増進係

税関係の問い合わせ先

課名	代表電話番号	問い合わせ窓口
市民税課	025-226-2243	管理・証明係、法人・諸税係 特別徴収係、市民税係
資産税課	025-226-2266	管理担当、土地係、家屋係、償却 資産係
納税課	025-226-2294	収納係

おくやみパンフレット

令和7年4月発行

新潟市市民生活部市民生活課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL025-226-1013（直通）